

(別記様式第8号)

BELSに係る変更評価申請書
(第一面)

年 月 日

株式会社 新潟建築確認検査機構 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称 印

下記の建築物について、建築物省エネルギー性能表示制度に基づき、BELSに係る変更評価の申請をします。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【計画を変更する建築物の直前の評価】

1. BELS評価書交付番号 第 号
2. BELS評価書交付年月日 年 月 日
3. BELS評価書交付者
4. 変更の概要

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
申請受理者印	

<評価機関からのお願い>

BELSに係る評価申請の内容について、個人や個別の建築物が特定されない統計情報として、国土交通省に提供することがございますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。また、BELS評価書取得物件は、申請書・評価書に記載されている個人や個別の建築物が特定されない情報、および掲載承諾書（別記参考様式2号）の提出にて、公開を選択した項目について、（一社）住宅性能評価・表示協会ホームページにて、BELS事例紹介として評価結果等の公表をさせていただきます。

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その代表者）の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

申請者等の概要

【1. 申請者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【2. 代理者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【FAX番号】

【3. 建築主等】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【建築主等と申請物件の利用関係】

自己所有物件

賃貸物件

給与住宅

分譲物件

その他

【4. 設計者等】

【資格】 () 建築士 () 登録 号

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【FAX番号】

【5. 工事施工者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【営業所名】 建設業の許可 () 第 号

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【6. 備考】

国庫補助事業への評価書等活用有無

有り (予定を含む)

無し

(注意)

第二面関係

1. 【3. 建築主等】既存建築物の場合、所有者とします。
また、「建築主等と申請物件の利用関係」における用語の定義は次のとおりです。
 - ①自己所有物件（持ち家、自社ビル等）
申請の対象とする範囲の過半以上を建築主が居住する目的又は自社の事務所等として使用する（予定の）もの。
 - ②賃貸物件（賃貸住宅、賃貸オフィス等）
申請の対象とする範囲の過半以上を建築主又は建築主より委託された会社等が、賃貸借の契約に基づき他人に貸し出す（予定の）もの。
 - ③給与住宅（分譲住宅、公務員住宅等）
申請の対象とする範囲の過半以上を建築主（会社又は団体等）が所有又は管理して、その職員を職務の都合上又は給与の一部として居住させる（予定の）もの。この場合家賃の支払いの有無を問わない。
 - ④分譲物件（分譲住宅、分譲オフィス等）
申請の対象とする範囲の過半以上を販売する（予定の）もの。
 - ⑤その他
上記以外のもの。
2. 【4. 設計者等】既存建築物の場合、申請に係る設計内容等に責任を負うことができる者とします。
なお、資格欄については、資格を持っていない場合は記載不要です。
3. 【5. 工事施工者】既存建築物において工事を伴わない場合は、記載不要です。
4. 申請者等が2以上のときは、別紙に必要な事項を記載してください。

(第三面)

建築物に関する事項

【1. 建築物の所在地】

【2. 該当する地域の区分】 () 地域

【3. 建築物の用途】 一戸建ての住宅 共同住宅等
 非住宅建築物 複合建築物

【4. 建築物の名称】

【5. 建築物の階数】 (地上) 階 (地下) 階

【6. 建築物の構造】 造 一部 造

【7. 建築物の延べ面積】 m²

【8. 建築物の新築竣工時期 (計画中の場合は予定時期)】 ()

【9. 申請の対象とする範囲】

- 一戸建ての住宅 (→申請書第四面作成)
 - 共同住宅等の住棟 (住戸数 () 戸) (→申請書第四面作成)
 - 建築物全体 (非住宅建築物の全体) (→申請書第四面作成)
 - 建築物全体 (複合建築物の全体) (→申請書第四面作成)
 - 住戸 (共同住宅等・複合建築物の住戸部分の場合)
(建築物全体 () 戸)のうち評価申請対象住戸 () 戸 (→申請書第六面作成)
 - 住戸 (店舗等併用住宅の住戸部分) (→申請書第六面作成)
 - 複合建築物の部分 (非住宅部分全体) (→申請書第七面作成)
 - 複合建築物の部分 (住宅部分全体) (→申請書第八面作成)
 - フロアによる () 階 (→申請書第五面作成)
 - テナントによる () (→申請書第五面作成)
 - その他部分による () (→申請書第四面または第五面作成)
-

【10. 申請対象部分の改修の竣工時期】 ()

【11. 備考】

(注意)

第三面関係

1. ① この様式で用いる用語は、別に定める場合を除き、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）で定める用語の定義に準ずることとします。（各面共通）
- ② この様式で用いる用語の定義は、次のとおりとします。
 - (1) 一戸建ての住宅 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途の区分における「一戸建ての住宅」
 - (2) 共同住宅等の住棟 住宅のみの建築物全体（一戸建ての住宅を除く）
 - (3) 複合建築物 住宅及び非住宅で構成された建築物（店舗併用住宅を含む）。評価対象範囲は「建物」という。
 - (4) 建築物全体（非住宅建築物の全体・複合建築物の全体） 非住宅の建築物全体及び複合建築物全体。評価対象範囲は「建物」という。
 - (5) 住戸 「共同住宅等（下宿、寄宿舎を除く）における単位住戸」、「複合建築物における単位住戸」及び「店舗併用住宅における単位住戸」
 - (6) 店舗等併用住宅 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途の区分における「住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの」
 - (7) フロア 非住宅の任意の階
 - (8) テナント 任意の店舗部分
 - (9) その他部分 任意の部分
2. 【4. 建築物の名称】 建築物の部分で申請する場合を除き、評価書に表示される名称となります。
3. 【8. 建築物の新築竣工時期（計画中の場合は予定時期）】 暦は西暦とし年月日を記載してください。
なお、日付は上旬、中旬、下旬とすることも可能です。
4. 【9. 申請の対象とする範囲】 申請範囲により、該当するチェックボックス全てに☑マークを入れてください。チェックに応じた枚数の評価書が交付されます。また、評価書が複数交付される場合、第四面から第六面を申請単位ごとに作成してください。
5. 【9. 申請の対象とする範囲】 「フロアによる」「テナントによる」「その他部分による」の括弧については、それぞれが申請の単位において二以上である場合等記入できない場合は、行を追加する等による記載を可能とします。
6. 【9. 申請の対象とする範囲】 「その他部分による」とは、建築物の部分で、「フロア」や「テナントによる」以外に該当する場合があります。例えば「複合建築物の非住宅部分全体」「複合建築物の住宅部分全体」は「その他部分による」に該当します。
7. 【10. 申請対象部分の改修の竣工時期】 申請対象部分を改修する場合に記載してください。
8. 【10. 申請対象部分の改修の竣工時期】 西暦で年月日を記載してください。
9. 【11. 備考】 必要に応じて、プレート等の交付についての依頼の有無を記載することができます。

(第四面)

申請対象部分に関する事項 (建築物)

【1. 申請対象となる建築物の用途】

(建築基準法施行規則 (昭和25年建設省令第40号) 別紙の表の用途の区分)

【2. 申請対象となる建築物の計算対象面積】

() m² (内、非住宅部分の面積 m²)

【3. 評価手法 (一次エネルギー消費量の計算に用いた方法)】

非住宅: 通常の計算法 (標準入力法・主要室入力法)

モデル建物法

国土交通大臣が認める方法 ()

住宅: 性能基準

仕様基準

国土交通大臣が認める方法 ()

【4. 外皮性能に関する表示】

非住宅: 適合 ー (不適合及び対象外)

B P I 値の記載 (希望する 希望しない)

住宅: 適合 ー (対象外) (仕様基準の場合は「適合」のみ、以下のチェックは不要)

U_A 値の記載 (※ 希望する 希望しない)

η_{AC} 値の記載 (※ 希望する 希望しない)

※評価書にはU_A 値・η_{AC} 値どちらか一方の記載となります。また、基準値がない場合には記載ができません。

【5. 改修前の B E I の値】

記載なし 記載する (改修前:)

【6. Z E B マークに関する表示】

『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready 記載しない

【7. 住宅の「Z E H マーク」、「ゼロエネ相当」に関する表示】

申請書選択肢は評価書の表示項目。カッコ書きは表示マーク。

【共通】

記載しない

【住宅】

『ZEH』 (ZEHマーク+「ゼロエネ相当」) Nearly ZEH (ZEHマーク)

ZEH Oriented (ZEHマーク) ゼロエネ相当

【住棟】

『ZEH-M』 (ZEH-Mマーク) Nearly ZEH-M (ZEH-Mマーク)

ZEH-M Ready (ZEH-Mマーク) ZEH-M Oriented (ZEH-Mマーク)

【8. 参考情報】

二次エネルギー消費量に関する項目以外の情報 別紙による 記載しない

【9. 一戸建ての住宅でZEH Orientedの場合に申告する事項】

ZEH Orientedの要件 (注意10) に適合する

【10. 備考】

(注意)

第四面関係

1. 【1. 申請対象となる建築物の用途】 用途が複数の場合は、主要用途をできるだけ具体的に記載してください。
2. 【2. 申請対象となる建築物の計算対象面積】 複合建築物の場合、非住宅部分の面積が分かるように記載してください。
3. 【4. 外皮性能に関する表示】では、外皮基準適合の場合のみ「BPI、 U_A または η_{AC} の値の記載」について「希望する」の選択ができます。この場合は、評価書に数値が記載されることになります。
また、「希望しない」を選択した場合は「適合」または「-」の記載となります。
4. 【4. 外皮性能に関する表示】共同住宅等の建築物全体として申請する場合、 U_A 及び η_{AC} の値は全住戸の平均値が評価書に記載されます。
5. 【5. 改修前のBEIの値】実績値の評価はできません。
6. 【6. 「ZEBマーク」に関する表示】チェックは非住宅のみの建築物全体の申請の場合のみ記載できます。
7. 【7. 「ZEHマーク」、「ゼロエネ相当」等に関する表示】チェックは住宅の場合に記載できます。
8. 【7. 住宅の「ZEHマーク」、「ゼロエネ相当」に関する表示】いずれかの表示を選択した場合、8地域を除き【4. 外皮性能に関する表示】における U_A の値の記載（適合が前提）は必須です。
9. 【8. 参考情報】評価書の参考情報に記載を希望するその他省エネルギー性能関連情報や災害対策関連情報及び建築物の販売又は賃貸に関して参考となる情報について記載を希望する場合は、「別紙による」をチェックの上、掲載する情報を記載した別紙を提出してください。
10. 【9. 一戸建ての住宅でZEH Orientedの場合に申告する事項】「北側斜線の対象となる用途地域（第一種及び第二種低層住居専用地域並びに第一種及び第二種中高層住居専用地域）」又は、「高度地区において高度斜線が設定されている地域」等であって、敷地面積が85㎡未満である土地（住宅が平屋建ての場合は除く）に建設される住宅外皮及び一時エネルギー消費量の基準に適合する場合に申告してください。

■参考情報の二次エネルギー消費量に関する項目について

申請対象に住宅部分（共用部分を除く）が含まれ、かつWEBプログラム（※）Ver. 2.4.2以降の計算結果を提出する場合、評価書の「参考情報」欄に以下に示す二次エネルギー消費量に関する情報が表示されます。

【二次エネルギー消費量に関する項目】

(1)設計二次エネルギー消費量

- ・太陽光発電による削減量(kWh/年) ・コージェネレーションによる削減量(kWh/年)
- ・電力(買電量)(kWh/年) ・ガス(MJ/年) ・灯油(MJ/年)

(2)基準二次エネルギー消費量

- ・電力(kWh/年) ・ガス(MJ/年) ・灯油(MJ/年)

※WEBプログラムとは、国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人建築研究所が公開している「エネル

(第五面)

申請対象に関する事項（非住宅の用途に供する建築物の部分）

【1. 申請対象となる非住宅の用途に供する建築物の部分の名称】

【2. 申請対象となる非住宅の用途に供する建築物の部分の用途】
（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途の区分）

【3. 申請対象となる非住宅の用途に供する建築物の部分の存する階】

【4. 申請対象となる非住宅の用途に供する建築物の部分の計算対象面積】
（ ） m²

【5. 評価手法（一次エネルギー消費量の計算に用いた方法）】
 通常の計算法（標準入力法・主要室入力法）
 モデル建物法
 国土交通大臣が認める方法（ ）

【6. 外皮性能に関する表示】
非住宅： 適合 -（不適合及び対象外）
B P I 値の記載（ 希望する 希望しない）

【7. 改修前の B E I の値】
 記載なし 記載する（改修前： ）

【8. 参考情報】
 記載しない 参考情報を記載した別紙による 第四面の参考情報と同じ内容とする

【9. 備考】

（注意）

- この面は、非住宅の用途に供する建築物の部分の申請を行う場合に作成してください。
- 【1. 申請対象となる非住宅の用途に供する建築物の部分の名称】は、評価書に表示される名称となります。
フロアやテナントなどの建築物の部分で評価を実施した場合、建築物の部分の評価である旨が分かるように記入してください。
- 【2. 申請対象となる非住宅の用途に供する建築物の部分の用途】は、申請対象となる非住宅の用途が複数存する場合、
主要用途をできるだけ具体的に記載してください。
- 【6. 外皮性能に関する表示】では、外皮基準適合の場合のみ「B P I の値の記載」について「希望する」の選択ができ、
この場合は、評価書に数値が記載されることとなります。また、「希望しない」を選択した場合は「適合」または「-」の
となります。
- 【7. 改修前の B E I の値】を記載する場合は、実績値の評価はできません。
- 【9. 参考情報】評価書の参考情報に記載を希望するその他省エネルギー性能関連情報や災害対策関連情報及び建築物の
又は賃貸を行う上で参考となる情報がある場合は別紙に記載してください。

申請対象部分に関する事項 (住戸に関する事項)

【1. 申請対象となる住戸の名称】

【2. 申請対象となる住戸の存する建築物の用途】

建築基準法施行規則 (昭和25年建設省令第40号) 別紙の表の用途の区分

【3. 申請対象となる住戸が存する階】

【4. 申請対象となる住戸の計算対象面積】

m²

【5. 評価手法 (一次エネルギー消費量の計算に用いた方法)】

- 性能基準
 仕様基準
 国土交通大臣が認める方法 ()
-

【6. 外皮性能に関する表示】

- 住宅: 適合 — (対象外) (仕様基準の場合は「適合」のみ、以下の□チェックは不要)
U_A値の記載 (※ 希望する 希望しない)
η_{AC}値の記載 (※ 希望する 希望しない)
※評価書にはU_A値・η_{AC}値いずれかを記載します。また、基準値がない場合には記載できません。
-

【7. 改修前のBEIの値】

- 記載なし 記載する (改修前:)
-

【8. 「ZEHマーク」、「ゼロエネ相当」等に関する表示】

申請書選択肢は評価書の表示項目。カッコ書きは表示マーク。

- 『ZEH』 (ZEHマーク+「ゼロエネ相当」)
 Nearly ZEH (ZEHマーク) ZEH Ready (ZEHマーク)
 ZEH Oriented (ZEHマーク)
 ゼロエネ相当 記載しない
-

【9. 参考情報】二次エネルギー消費量に関する項目以外の情報

- 記載しない
 参考情報を記載した別紙による 第四面の参考情報と同じ内容とする
-

【10. 店舗併用住宅の住戸部分でZEH Orientedの場合に申告する事項】

- ZEH Orientedの要件 (注意9) に適合する
-

【11. 備考】

第六面関係

1. この面は、住戸の申請がある場合に作成してください。
2. この面は、複数の住戸を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面を持って代えることができます。
3. 【1. 申請対象となる住戸の名称】評価書に表示される名称となります。住戸の評価である旨が分かるように記入してください。
4. 【2. 申請対象となる住戸の存する建築物の用途】当該欄に記載される内容にかかわらず、評価書の「申請対象部分に関する基本的事項」の用途欄には「住宅」と表示されます。
5. 【6. 外皮性能に関する表示】外皮基準適合の場合のみ「 U_A 値または η_{AC} 値の記載」について「希望する」の選択ができます。この場合は、評価書に数値が記載されることとなります。また、「希望しない」を選択した場合は「適合」または「-」の記載となります。
6. 【7. 改修前のBEIの値】を記載する場合は、実績値の評価はできません。
7. 【8. 住戸の「ZEHマーク」、「ゼロエネ相当」に関する表示】において、いずれかの表示を行うとした場合、8地域を除き【6. 外皮性能に関する表示】におけるUA値記載（適合していることが前提）は必須となります。また、店舗併用住宅の住戸部分の場合、ZEH Readyを選択できません。
8. 【9. 参考情報】評価書の参考情報に記載を希望するその他省エネルギー性能関連情報や災害対策関連情報及び建築物の販売又は賃貸に関して参考となる情報について記載を希望する場合は、「別紙による」をチェックの上、掲載する情報を記載した別紙を提出してください。
9. 【10. 店舗併用住宅の住戸部分でZEH Orientedの場合に申告する事項】「北側斜線の対象となる用途地域（第一種及び第二種低層住居専用地域並びに第一種及び第二種中高層住居専用地域）」又は「高度地区において高度斜線が設定されている地域」等であって、敷地面積が85㎡未満である土地（住宅が平屋建ての場合は除く）に建設される住宅で、外皮及び一次エネルギー消費量の基準に適合する場合に申告してください。

■参考情報の二次エネルギー消費量に関する項目について

申請対象に住宅部分（共用部分を除く）が含まれ、かつWEBプログラム（※）Ver. 2. 4. 2以降の計算結果を提出する場合、評価書の「参考情報」欄に以下に示す二次エネルギー消費量に関する情報が表示されます。

【二次エネルギー消費量に関する項目】

(1) 設計二次エネルギー消費量

- ・太陽光発電による削減量(kWh/年) ・コージェネレーションによる削減量(kWh/年)
- ・電力(買電量)(kWh/年) ・ガス(MJ/年) ・灯油(MJ/年)

(2) 基準二次エネルギー消費量

- ・電力(kWh/年) ・ガス(MJ/年) ・灯油(MJ/年)